

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 給料表等について

(1) 現行の給料表（医療職給料表(一)及び第二号任期付研究員の給料表を除く。）を別記のとおり改定すること。

(2) 平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の給料月額が、同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（(3)に掲げる職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（2の適用を受ける職員にあつては、当該額から、当該額に2の(1)に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を給料として支給すること。

ア 平成21年12月1日において現行の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年千葉県条例第1号。6の(2)のアの(ア)において「平成18年改正条例」という。）附則第8項各号に掲げる職員以外の職員であつた者（イにおいて「平成21年度減額改定対象職員」という。） 100分の99.59

イ 平成21年度減額改定対象職員以外の職員（医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び第二号任期付研究員を除く。） 100分の99.83

(3) 平成18年3月31日から引き続き教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の適用を受ける職員（同日において教職調整額を支給されていた職員に限る。）のうち、平成18年4月1日以後に職務の級がこれらの給料表の3級又は4級である職員となった職員で、その者の受ける給料月額が平成18年3月31日において受けていた給料月額と教職調整額との合計額に100分の99.59を乗じて得た額（その額に

1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に達しないこととなるもの (人事委員会規則で定める職員を除く。) には , 給料月額のほか , その差額に相当する額 (2 の適用を受ける職員にあっては , 当該額から , 当該額に 2 の (1) に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額) を給料として支給すること。

2 55歳を超える職員の給料月額の減額支給等について

- (1) 当分の間 , 55歳を超える職員 (次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの , 医療職給料表 (一) 又は海事職給料表の適用を受ける職員 , 再任用職員 , 任期付職員の採用等に関する条例 (平成14年千葉県条例第50号) 第 3 条又は第 4 条により採用された職員 , 第一号任期付研究員 , 第二号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。) に対する給料月額の支給に当たっては , 当該職員が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後 , 当該職員の給料月額から , 当該給料月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額 (その額を当該給料月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては , 当該給料月額を当該職員の給料月額から減じた額) を減ずること。
- (2) (1) の適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては , その者の地域手当の月額から , (1) により減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずること。
- (3) (1) の適用を受ける職員に係る勤務 1 時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当 , 勤勉手当及び休職者の給与の支給に当たっては , (1) 及び (2) に準ずること。

給料表	職務の級
行政職給料表	6 級
公安職給料表	6 級
教育職給料表 (一)	3 級
教育職給料表 (二)	3 級
教育職給料表 (三)	3 級
研究職給料表	4 級

医療職給料表(二)	6 級
医療職給料表(三)	6 級
福祉職給料表	5 級

3 自宅に係る住居手当について

自らの所有に係る住宅に居住している職員に対する住居手当は、廃止すること。

4 期末手当・勤勉手当について

(1) 平成22年度の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.65月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.3月分とすること。

イ 特別管理職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.15月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

(2) 平成23年度以降の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分及び1.375月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.325月分とすること。

イ 特別管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分及び1.175月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

5 義務教育等教員特別手当について

支給月額を8,000円とすること。

6 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、3及び4の(2)については、平成23年4月1日から実施し、5については、速やかに実施すること。

(2) 平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成22年12月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の4の(1)による改定後の額（以下「基準額」という。）から、(ア)及び(イ)に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。

(ア) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間において職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（当該期間に2を適用したとするならば給料月額の減額を受けることとなる職員及び平成18年改正条例附則第8項から第11項までの規定による給料

を支給される職員を除く。),医療職給料表(一)の適用を受ける職員若しくは第二号任付研究員からこれらの職員以外の職員(以下「調整対象職員」という。)となった者(同年4月1日に調整対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。)にあっては,その調整対象職員となった日(当該日が2以上あるときは,当該日のうち人事委員会規則で定める日))において調整対象職員が受けるべき給料,管理職手当,初任給調整手当,扶養手当,地域手当,住居手当,単身赴任手当の基礎額,特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。),へき地手当(これに準ずる手当を含む。)及び教職調整額の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に,同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において,在職しなかった期間,給料を支給されなかった期間,調整対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては,当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(1) 平成22年6月1日において調整対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 給
行政職給料表	1 級	1号給から93号給まで
	2 級	1号給から64号給まで
	3 級	1号給から48号給まで
	4 級	1号給から32号給まで
	5 級	1号給から24号給まで
	6 級	1号給から16号給まで
	7 級	1号給から4号給まで
公安職給料表	1 級	1号給から92号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	3 級	1号給から72号給まで
	4 級	1号給から56号給まで
	5 級	1号給から32号給まで

	6 級	1 号給から24号給まで
	7 級	1 号給から16号給まで
	8 級	1 号給から 4 号給まで
教育職給料表(一)	1 級	1 号給から92号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から24号給まで
教育職給料表(二)	1 級	1 号給から92号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで
	特2 級	1 号給から48号給まで
	3 級	1 号給から40号給まで
教育職給料表(三)	1 級	1 号給から72号給まで
	2 級	1 号給から52号給まで
	3 級	1 号給から40号給まで
	4 級	1 号給から12号給まで
研究職給料表	1 級	1 号給から96号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から40号給まで
	4 級	1 号給から24号給まで
	5 級	1 号給から 4 号給まで
医療職給料表(二)	1 級	1 号給から85号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から56号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から28号給まで
	6 級	1 号給から12号給まで
医療職給料表(三)	1 級	1 号給から96号給まで
	2 級	1 号給から80号給まで
	3 級	1 号給から56号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から28号給まで
	6 級	1 号給から 8 号給まで
海事職給料表	1 級	1 号給から69号給まで
	2 級	1 号給から69号給まで

	3 級	1 号給から56号給まで
	4 級	1 号給から40号給まで
	5 級	1 号給から28号給まで
福祉職給料表	1 級	1 号給から92号給まで
	2 級	1 号給から68号給まで
	3 級	1 号給から44号給まで
	4 級	1 号給から36号給まで
	5 級	1 号給から16号給まで
	6 級	1 号給から 4 号給まで

イ 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において特別職に属する地方公務員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。